

令和7年度みきっ子未来応援協議会 子育て環境部会 次第

日時： 令和8年2月13日（金）

午後7時 から

場所： 教育センター4階中研修室

1 開会

2 あいさつ

3 委員、事務局自己紹介

4 議事

(1) 今後の子育て環境部会のあり方について

(2) こども・若者の意見聴取の方法について

5 その他

6 閉会

みきっ子未来応援協議会 子育て環部会のあり方について

三木市では、市民をあげて子育て支援を推進する協議の場として、「みきっ子未来応援協議会」を設置しています。協議会は全体会と部会で構成されており、本協議会内の子育て環境部会では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりについて協議しています。

現在6名の委員が委嘱されていますが、来年度の委員改正に伴い構成委員の拡大を検討しています。

また、多面的に子育て環境やニーズを把握するため、部会において次年度の協議内容の方向性を決定し、部会の充実を図ります。

1 現状の子育て環境部会

(1)協議事項

就学前の子育て環境を主に協議する

(2)過去の協議内容

別紙のとおり

(3)委員構成(6名)

子ども会育成会連絡協議会(専門委員)

女性団体連絡協議会

社会福祉協議会(専門委員)

保育協会

公募委員(2名)

2 委員構成拡大案

公募委員 3名～4名

子育て支援に関係する団体(まちの子育てひろば等)

公立園所長会

3 令和8年度の協議事項について

実施年度	テーマ
令和元年度	第二期三木市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
令和2年度	三木市子育て支援団体活動促進事業補助金交付要綱改正について
令和3年度	子ども食堂について
令和4年度	三木市の子育て施策の情報発信について 多子世帯支援・多胎児支援について
令和5年度	第三期三木市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査について 三木市の子育て支援について
令和6年度	第三期三木市子ども・子育て支援事業計画及び三木市こども計画（素案）について

○みきっ子未来応援協議会条例

平成18年9月29日

条例第36号

(設置)

第1条 市民をあげて子育て支援を推進し、次の時代を担うこどもを健やかに育むまちづくりを進めるため、みきっ子未来応援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議等を行うものとする。

- (1) 三木市こども計画の進行状況及び推進方策に関する事項
- (2) 市民協働による新たな子育て支援に関する事項
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に規定する事項
- (4) 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条に規定する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 次に掲げる団体から推薦を受けた者

- ア 福祉関係団体
- イ 健康・医療関係団体
- ウ 教育関係団体
- エ 子育て支援に関係する団体
- オ 自治会等地域活動団体

(2) 公募による者

(3) 関係行政機関の代表者

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 協議会に、専門事項の調査審議等を行わせるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門事項の調査審議等が終了したときまでとする。

(部会)

第6条 第2条の所掌事項を分掌させる必要があるときは、協議会に部会を置くことができる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて所掌事項について委員及び専門委員を補佐する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(三木市青少年問題協議会条例の廃止)

2 三木市青少年問題協議会条例(昭和29年三木市条例第12号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年三木市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表青少年問題協議会委員の項を削る。

別表介護保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

みきっ子未来応援協議会委員	日額	8,000円
---------------	----	--------

附 則 (平成27年3月31日条例第15号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月27日条例第6号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

○みきっ子未来応援協議会条例施行規則

平成18年9月29日

規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、みきっ子未来応援協議会条例（平成18年三木市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 条例第1条に規定するみきっ子未来応援協議会（以下「協議会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員（専門委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第3条 条例第6条の規定により、協議会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項を分掌させるものとする。

(1) 就学前教育・保育部会 保育園と幼稚園の一体化に関すること。

(2) 子育て環境部会 次の世代を担う親づくり及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに関すること。

(3) 家庭・地域・学校教育部会 家庭、地域、学校が一体となった教育に関すること。

(4) 要保護児童部会 要保護児童及び児童虐待防止に関すること。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の中から会長が指名する。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会又は部会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第8号）

こども基本法に基づく「こどもまんなか社会」の実現に向けて ～こども・若者の意見聴取の制度と市の役割～

市では、こども基本法に基づき、こども・若者の意見を定期的かつ計画的に聴取することが求められています。

令和2年度からは、市内の高校生・大学生を対象に、若者が将来も三木市に住み続けたいまちづくり等をテーマとした「三木市若者ミーティング」を開催しています。

今後は、こども計画の作成にかかわる子育て環境部会として、さらに幅広いこども・若者の意見聴取を行い、子育て施策等にこども・若者の意見が可能な限り反映できるようなしくみを構築していきます。

1 こども・若者の意見聴取とは

(1) こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン概要

- ・「こども基本法」で、こども・若者の意見を定期的に聴取することが定められている
- ・市は、こども・若者の意見を聴取する義務がある
- ・具体的な方法として、アンケート調査、意見交換会、ワークショップなどがある

(2) 三木市に求められる役割

- ・こども・若者が安心して意見を伝えられる環境づくり
- ・意見を政策形成に反映させる仕組みの整備
- ・意見徴収の結果や取り組みを市民に適切に情報発信
- ・こども・若者が主体的に参画できる活動支援

(3) 近隣市町の取り組み事例(別紙)

2 三木市におけるこども・若者の意見聴取

(1) 令和8年度実施案(別紙のとおり)

(2) 令和8年度実施案の内容について

内容	例
実施方法	ワークショップ アンケート
参加者	年齢 小学生 中学生 高校生 大学生 若者 環境 学校に通いにくいこども 障がいのあるこども・若者 外国籍など多様な背景を持つこども・若者
テーマ	・どんな内容なら意見を言いたいと思えるか、どんな方法なら参加しやすいですか

	<ul style="list-style-type: none">・将来や今、この市で働きたいと思うには、どんな仕事や働き方ができればよいと思いますか・このまちの好きなところを話し合おう！・こどもや若者が元気で安心して暮らせるまちにするために
開催時期	夏休み 冬休み

3 その他

～ こども・若者の声を聴く取組ポイント～

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン概要版

これから取組をはじめられる職員も、はじめている職員もイチから分かるこども・若者の意見反映の実践方法をまとめました。こども基本法の条文や意義をしっかりと理解し、ポイントを参考にして実践してください！（各項目に、ガイドライン本編のページ数が載っていますので、適宜本編に立ち返りながら、こども・若者の意見反映の実践に取り組んでください。）

こども基本法やこども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会



こども・若者は、こどもまんなか社会をともに作るパートナー

こども施策の基本的な方針は、こども・若者の意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、対話しながらともに社会をつくること



国や地方自治体がこども・若者の意見を聴く取組をしていくことで、こども・若者の意見を尊重する意識が醸成され、こども・若者が関わる様々な場において、取組がすすむことが期待されます。

知っておきたい意見反映の2つの意義

- 1 こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- 2 こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

意見反映の措置をとる義務があります

こども基本法
(こども施策に対するこども等の意見の反映)
第十一 条

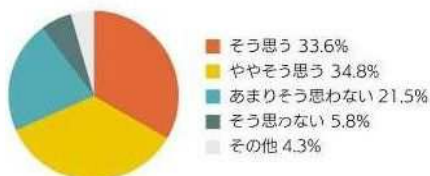
国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

意見表明や反映についてのこども・若者の声

- 「何でもいいよ」、「大丈夫」という声かけで安心感を与えてほしい。(高校生世代)
- 大人にもっと話を聴いてほしい(小学生)
- 事前にもらった資料がわかりやすくして、思ったよりイラストとかもあって、少し緊張がほぐれました(中学生)
- 余裕がなくて来られない本当に困っている人の声も聞いてほしい(小中学生)
- 意見を聞くだけで終わるのではなく、ちゃんと改善されてほしい(小中学生)

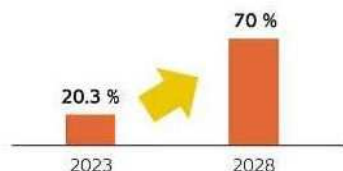
*こども・若者の声の出所は令和4年度「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」

国や地方自治体の制度や政策について7割近くのこども・若者に意見を表明する意欲があります。



出所) 令和4年度「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」の「あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか」についての回答割合

一方、「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合は2割です。国はこども大綱でこの割合を7割にする目標を掲げています。



出所) こども大綱「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標。「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合

意見を聴いただけの形式的な意見聴取にならないよう、日本全体でこども・若者の意見を反映する取組を広めましょう。

FAQ

Q. 政策について意見を聴くとき、どの年齢のこどもに意見を聴けばいいですか？

A. こども施策を策定、実施、評価するにあたり、施策の対象年齢が決まっている場合は、その対象年齢のこども・若者が当事者として意見を聴かれる対象になり得ます。ただし、該当する世代以外のこども・若者にも対象を広げて聴くことが有効な場合もあり、その施策の内容や目的によって検討し判断することが重要です。

なお、意見を言えるのは中高生以上だろう等、年齢による先入観は持たないようにしましょう。こども基本法は、全てのこども・若者が、その年齢や発達に応じて、自分に影響を及ぼすことについて意見を表明する機会を確保することとしています。

こどもによってはおとなが想定する熟度の意見を言うとは限りませんし、それを求めるべきではありません。意見を聴く側のおとなは、こども・若者が意見を形成することを支え、聴いた意見は年齢及び発達程度にしたがって、相応に考慮します。

Q. こどもにやさしい資料とは何ですか？

A. 難しい漢字や用語を使わずに、こども・若者に分かりやすく書かれた資料です。事前の説明資料やフィードバックの資料を作成する際には、読み手の年齢や発達程度に合わせて読みやすいものを作成します。

対象とするこども・若者の年代に合わせて読みやすい言葉づかいや漢字表記、表現、配色、デザイン、情報量を検討します。対象のこども・若者に応じて、複数種類の「やさしい版」を作成することも考えましょう。

Q. 聴いた意見は全て反映しなければいけませんか？

A. こども・若者に意見を聴くことは、こども・若者の言う通りにすることではありません。政策は多様な関係者を考慮する必要がありますし、予算や期間、体制等の制約もあります。大切なことは、政策の目的や内容に応じて、また意見を表明したこども・若者の年齢や発達程度に応じて、出された意見を正当に考慮することです。それは、こども・若者にとって一番よいことは何かを考えること、そして結論に至る考え方を説明し、対話する過程を作ることです。

こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン本編
<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/jichitai/>



こども・若者の声を政策に反映するためのポイント



1. はじめる前にチェックするポイント

なぜこども・若者の意見を聴くのか 本編 P.1 へ

- こども施策を策定等する際に、こども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務付けられたことを理解している。
- こどもや若者の意見を聴く意義を理解している。

こども基本法上の「こども施策」とは？ 本編 P.8 へ

- 政策の当事者にこども・若者が含まれるかを考え、意見を聴くことを検討している。

こども・若者の意見を聴く場面や方法 本編 P.10 へ

- 意見を聴く場面や方法（継続的、一時的）の特徴を理解している。
- 意見を聴く目的や内容に応じて、どのようにこども・若者から意見を聴くかを検討している。

こども・若者の意見反映プロセスの全体像 本編 P.12 へ

- 意見反映プロセスの全体像と5つのステップを理解している。
- 政策のどの段階においてこども・若者の意見を聴くか検討している。



2. 施策実行中にチェックするポイント

フィードバックをする 本編 P.43 へ

- 意見を聴いた後の検討プロセスや結果、理由を説明（フィードバック）している。
- フィードバック資料は、こども・若者が読みやすい工夫をしている。

意見を反映する 本編 P.40 へ

- こども・若者の意見をどう反映するか検討し、こども・若者に説明する準備をしている。

意見を聴く 本編 P.29,30,32,34,38 へ

- 聴く側のおとなが、こども・若者の視点と一緒に考える姿勢を持っている。
- おとなの役割は、こども・若者の意見表明のサポートであることを共通認識にしている。
- 意見を聴く目的、参加が任意であること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどう取り扱われるか、いつ頃フィードバックをするか、最初にこども・若者に説明している。
- グラウンドルール案を参加するこども・若者と共有し、確認している。
- どのような意見でも受容されることを進行役やファシリテーターがこども・若者に示している。
- おとなは「聴く」、「待つ」、「促す」行動をとるよう関係者と共有している。
- こども・若者が意見を言しやすい方法を選ぶよう様々な選択肢を用意している。
- 意見を聴く手法（対面、オンライン、アンケート、SNSを活用したチャット等）の特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて選択している。
- 安心して意見を言えたか、こども・若者が振り返り、意見を聴く場を評価する機会を用意している。
- 意見を聴く場の良かった点や改善点について振り返りをしている。



フィードバックをした後は、次の企画に活かし、より良い取組を目指します。

企画する 本編 P.14,16,18,19 へ

- 政策の当事者や政策が影響するこども・若者を考え、意見を聴く対象を決めている。
- 特定の属性の意見に偏らないよう意見を聴く対象を検討している。
- 意見を聴く機会について、幅広くこども・若者が情報にアクセスできるか考えて周知している。
- こども・若者にとって分かりやすく、意見を言しやすいテーマを設定している。
- こども・若者が意見を言いたいテーマを提案したり、選んだりできる「仕組み」を作っている。
- こども・若者に関わる職員等に「こども基本法」や「こどもの権利条約」の周知をしている。
- こども・若者に対するリスクを事前に洗い出し、予防策や軽減策を用意している。
- こども・若者のセーフガーディングの指針を定め、対応のための手順や体制を決めている。
- 庁内人材や外部との連携により、意見を聴くための体制をつくっている。
- こども・若者の人数に合わせてファシリテーターを確保している。

事前に準備する 本編 P.23,26 へ

- 意見を聴く機会に関わる全てのおとなに、「こどものセーフガーディング」と意見を聴く場の趣旨を共有している。
- こども・若者の年齢、特性、発達程度に応じて必要な配慮を確認している。
- 個人情報の利用についてあらかじめ本人や保護者の同意を得ている。
- 参加するおとなとこどもが共通して守るグラウンドルール案を用意している。
- こども・若者の背景や人数を考えて会場の雰囲気づくりやグループ分けを検討している。
- テーマについてこども・若者に分かりやすい資料（やさしい版資料）を用意し、意見を言うための準備をサポートしている。

3. 常にチェックしておくべきポイント

予算や体制 本編 P.45 へ

- 意見を聴くために必要な費用を洗い出し、工夫できることを検討している。
- 意見を聴く取組を実施している部署や取組状況、意見の反映状況を把握し、組織内で共有している。

声を聴かれにくいこども・若者を考慮する 本編 P.50,53,57 へ

- 声を聴かれにくいこども・若者がいることを理解している。
- 属性に対して先入観をもたずに一人の人として尊重し、耳を傾けている。
- 支援者や本人が信頼している人と連携して安心して意見を言える場を作っている。
- 属性に囚われず一人一人に必要な工夫や対応を聞き、ともに考えている。
- 一度に成果を果たそうとせず、話したいことを聴く、受け止める姿勢をとっている。
- 権利侵害や個別対応が必要な事実や意見を聴いた場合のフォロー体制を用意している。

こども基本法第11条に基づいて、こども・若者の意見を聴く取組を進めていくときに確認するとよい重要なポイントをリスト化しました。これらのポイントを参考に各取組に合わせて改訂してください。

